

計画策定の趣旨・経緯

都市再生安全確保計画は、都市再生特別措置法に基づき、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設整備等に関する計画です。この計画は、官民が連携した多様な主体によって構成される協議会により作成するものと位置付けられております。

平成25年7月に、第1回安全確保計画部会※を開催し協議を開始すると共に、実務的な協議を行う幹事会※を設置しました。幹事会において、スピード感をもって取組むという意識のもと、約半年間かけて精力的な協議・調整を重ねてきました。

今回、構成員全ての総意によって、名古屋駅周辺地区の滞在者・来訪者の安全確保に向けて**最初の一步**となる第1次計画を策定し、本格的な対策を、今後とも強力な官民連携により進めていきます。

※部 会構成員は32者
行政6者、民間事業者17者、鉄道事業者5者、公共公益施設管理者4者

幹事会構成員は45者
行政14者、民間事業者17者、鉄道事業者5者、公共公益施設管理者4者
オブザーバー3者、アドバイザー2者

第1次名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画(案)の概要

§ 1 滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

■ 計画の対象範囲（都市再生緊急整備地域 名古屋駅周辺地区 約192ha）

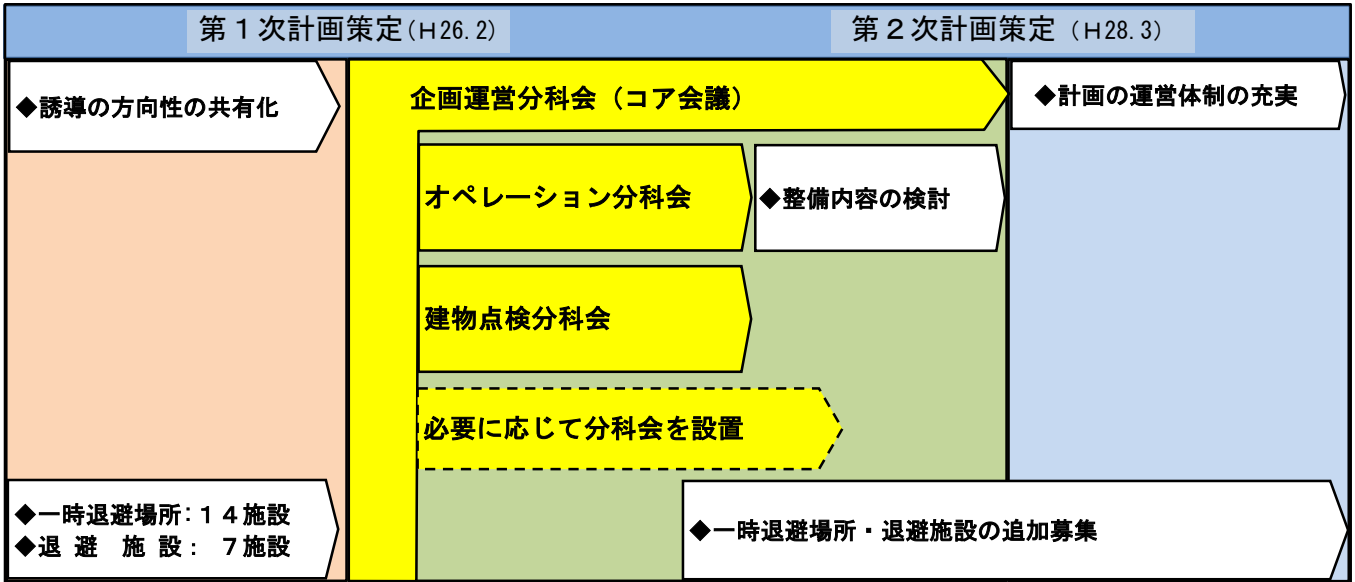


- ・想定する地震：南海トラフ巨大地震
 - ・帰宅困難者推計数：7.7万人（うち帰宅困難来訪者3.4万人）
- ※平成24年度名古屋市調査にて算出

■ 計画の目標

1. 発災直後の混乱回避
2. 発災後の都市機能の維持と事業継続性の確保
3. 平常時における防災意識の共有化と向上

■ 目標の実現に向けての取組み（イメージ）

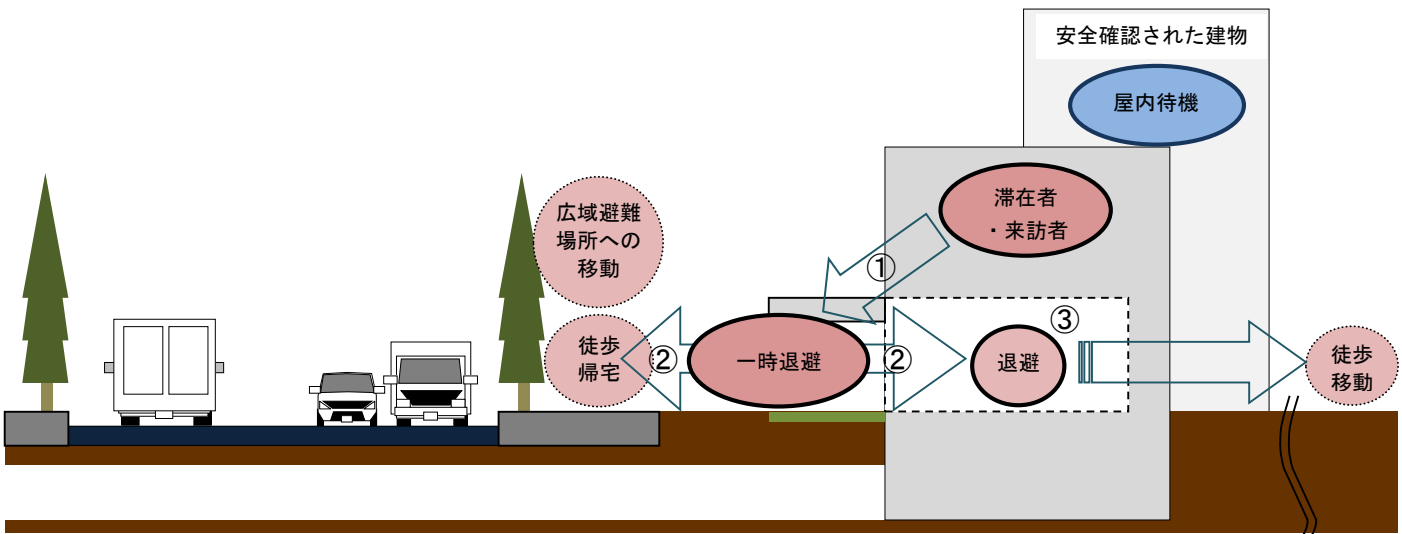


※建築物所有者や行政の取組み（イメージ）は本書をご参照ください

§ 2 滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等

■ 誘導の方向性

- ① 発災直後は、安全確認がとれた建物は屋内待機、その他は一時退避場所または、広域避難場所へ誘導。
- ② 発災から6時間までの間は、徒歩帰宅可能者は道路が混雑しないように順番に徒歩帰宅を支援し、帰宅困難来訪者を建物点検完了後に退避施設へ受入。
- ③ 発災後6時間から24時間までの間、退避施設で待機。その後は、他地区の受入施設へ徒歩移動を開始。



■ 安全確保施設の整備・管理に係る事業

- 一時退避場所：14施設（約44,000㎡）
- 退避施設：7施設（約9,000㎡）



整備予定

- 一時退避場所：8施設
- 退避施設：7施設
- 情報伝達施設：1施設

※一時退避場所とは、大規模災害発生時に、施設の安全性が確認され当該施設に戻るまでの間、一時的に退避するための場所

※退避施設とは、帰宅困難来訪者を24時間を限度として受け入れるための施設（退避施設は、情報共有体制構築・マニュアル作成後、供用開始）